

NO. 36	発行日 2013年1月	改定日
--------	-------------	-----

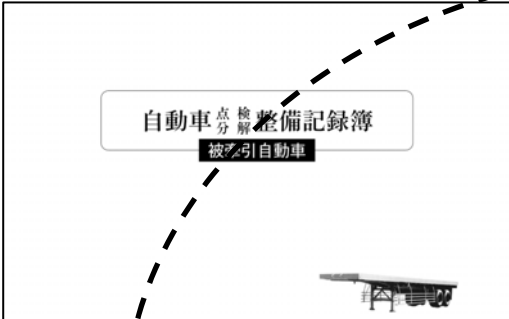
トレーラーメーカーが定める「点検整備方式」による点検・整備のお願い

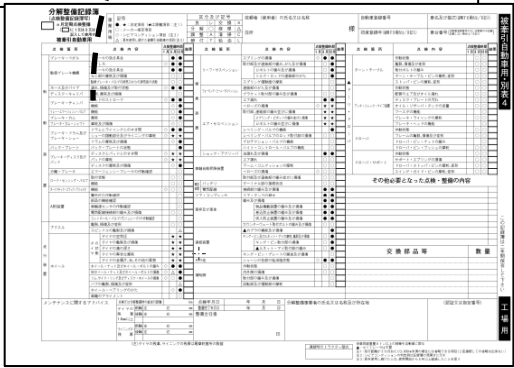
- ・トレーラーメーカーでは、法律で定められた「点検項目」やメーカーが指定する「点検項目」を、「点検整備方式」に規定しています。
- ・また、定期的に交換が必要な「定期交換部品」についても、「点検整備方式」に記載してお知らせしています。
- ・トレーラーを安全に使用していただくために、是非、この「点検整備方式」に基づく、点検・整備の実施と部品交換をお願いします。

1. トレーラーメーカーでは以下に示すように、トレーラー特有の点検・整備項目を記載しています

トレーラーの点検整備記録簿

例：走行装置の項目





点検箇所	点検内容	点検整備時期			結果	
		1月	3月	12月		
アクスル	亀裂、損傷及び変形		○	○		
	スピンドルの亀裂及び損傷			△		
走行装置	タイヤの状態	タイヤの空気圧		★	★	
		タイヤの亀裂及び損傷		★	★	
		タイヤの溝の深さ		★	★	
		タイヤの異状な摩耗		★	★	
		タイヤの金属片、石、その他異物		★	★	
ホイール	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	◇	●	●		
	※ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷	◇	△	●		
	リム、サンド・リング及びディスク・ホイールの損傷	◇	○	●		
	ハブの亀裂、損傷及び変形			△		
	ホイール・ベアリングのがた		◇	●		
	車軸のアライメント			○		

●、★：法定項目（★は距離項目）
 ○：メーカー指定項目
 ◇：シビアコンディション項目
 △：長年使用し続けた被牽引車の項目

2. この「点検整備方式」に記載された事項に基づく点検・整備が行われていない場合、故障等により、トレーラーの安全な運行ができなくなるおそれがあります。

【注意】トレーラーメーカーが定める「点検整備方式」による点検・整備が行なわれていないと、所定の保証が得られない場合がありますのでご注意ください。
 （詳細は、各メーカーにご確認下さい）